

中世ザクセン地方の法廷における審理の実状

—— ヨーハン・フォン・ブーフ

『ラント法訴訟法書』にその詳細を読みとる——

高 津 春 久

いまの裁判は訴えられた事件の全貌を明かすことに力を注ぐ。法廷が審理するのは事柄がどのような状態にあるかである。すみやかに正しい裁きを求める当事者の多くが、それに迷惑する場面もある。事実を証明するために多くの労力が費やされる。法廷や官房に書類の山ができる。大勢の刑事が事実関係を明かすために注ぎこまれる。証拠を集め、証人の言葉を聞く。ほとんどの法律問題はまず証明問題となっている。

中世ザクセン法書の著者、アイケ・フォン・レプゴウと彼の時代にとって、正しさの中味を問うことは今日ほど問題でなかった。当時の人にとって事実の解明は、はるかに難しかったはずである。ほとんどが文盲者であるこの時代には、日常わが身に起こったことを書き残す習慣はなかった。証拠書類といえるものは存在しない。警察というものもなかった。土地に住んでいる人間も少い。事件の目撃証人はまれである。真実の証明はいたって

難しかったといえる。

中世の裁判では眞実をめぐる長時間の弁論がなかった。審理は対立する両者の間に決着をつけることを最初から心がけた。裁判所はどちらの云い分が正しいかという判定を最後に下さなかった。原告と被告がその対立の中から自主的に結着を見いだすのを見守った。証人による証言、実地検証が眞実を明かすことはむしろ少く、多くの場合、原告、被告いずれかのただ一度きりの宣誓が裁判の結果を左右した。審理はそれで終わったといえる。今日の裁判では原告、被告双方が立証を行い、つづいてそれぞれの立証の評価および最終宣告の起草とその申渡しがある。中世の審理では、裁判長が両者の立証を評価したり、最終的な宣告を下すことはなかった。原告、被告のどちらが正しいかは、法廷立証することを許されたものの態度、言葉づかい、全体的印象から裁判を見守るものの誰の目にも明らかになるはずである。立証が成功したか、誰がそれによって勝ち、敗れたかは裁判の席に居合せたすべてのものが見とったのである。原告、被告が法廷に引き渡され、裁かれるのではなく、勝訴、敗訴も自分の力で勝ちとるのであった。

法廷はまず原告、被告のどちらが立証するか決めねばならなかった。全体の状況から、彼の正当性が大きいと思われるものに裁判は立証を許したのである。原告、被告どちらかの主張の正しさを語る情況証拠から、または両者の姿形、その社会的信頼度から、とにかくこの決定が下された。

今日の裁判にも宣誓はある。刑事事件の審理において証人たちは眞実を語る義務のあること、偽証の罪は懲役一年にさえ当たることを聞かされる。今では証人発言だけが宣誓を課され、しかも宣誓は事実の主張について行われ、ただ情況説明に役立つものでしかない。

ar dit tok nicht af ne
t se dat na rechte le se
ne sinne: so set recht
in rechte ne sal neman
eue. noch lede. torn noch
od is selien regt. dar
me regt lef. do dat sen
noze. den en ghe richt
haluen te volen si. dat
ten. alst godes torn. vñ
nenseliken ouer sen



中世の法廷審理において宣誓のしめる意義はきわめて大きい。宣誓は原告、被告がその主張の正しさを明らかにする最も大切な手段であった。このとき中世人は、発言の真実性を証明するためには、自分の魂の平安をさえ賭けたのである。うそを宣誓したものは、自分の魂を永遠の地獄につき落とす。この時代の裁判の席にしばしば最後の審判の図がかかげられている。宣誓者から正しい誓いを求める絵である。法廷に良心を求める絵である。オルデンプルクのザクセンシュピーゲル絵入写本のプロローグにも、虹の玉座に坐す神は、片手で地上の皇帝に裁きをゆだねる剣を与え、他の手で偽りものを大口開く地獄の淵に投げ入れている。

ただ一人だけが宣誓することに、中世の裁判はすべての結着をゆだねる。誰に宣誓させるかという困難な選択をし、彼の宣誓する態度から宣誓内容の真実性を読もうとする。危険を知りながら、人間が基本的に潔白であることを信じようとした。そこにこの時代が神と人にいだいた信頼の豊かさを見ることができ。信じて裏切られることはつねにあった。それでもまだ人は信じようとした。当事者の片方が立証することを許されるなら、他方は反証する権利さえ失

うわけである。「立証を許された方は勝利を手にしたといえる。彼は相手に拒否されていることを行うことができる。」立証の中核をなす宣誓はいかにもわれわれに異様な印象を与える。選ばれた人は聖遺物匣に人差指と中指をそえながら「神と聖遺物の加護にかけて、まことに」と唱え終わる。それは宗教的証明儀式であり、また実際的な意味をもつ信ぴょう性テストでもあった。彼が選ばれたことは、彼が法の共同体の申し分なき一員であること、社会的に無傷の一員であることの証明を彼が求められたことになる。信頼がことの中心であった。不自由民、未成年者、罪を犯し刑を受けたものは信頼できぬものとしてこれから排除された。

宣誓者は事件に関して事柄の真实性を保証するのではない。現代の法廷なら審理の終わりに下す結論を、彼は自分の法的な主張としていきなり言うのである。この主張の正しさのために、本当の意味で魂の救済を賭ける。しかしその立証の価値は、当の人物の重さによって決まる。その正しさにおいて完全なもの、非難の余地なきものの誓いだけが価値を持つ。この誓いは主張であるだけでない。一つの真実のために賭けられた人物を承認せよという要請である。宣誓は一つの意志の表明である。

疑わしい事実を、ふり返って検証するための資料を法廷に提供しようとして立証するのではない。そのような目的のためには、両方の係争者に材料の提供が許されるべきであろう。立証の意図は、より優れた主張を見てせた当事者が、その主張を法的な形式で裏づけ、相手の反論の及ばぬものとすることができるかどうかを見ることであった。彼の立証が十分納得できないものであれば、彼は敗れる。彼と争う者はさらに自分の主張によって立証固めをする必要はない。審理の結果を左右する立証に先立ち、法廷はとくに判決を出してその論点と立証の方法を決定する。立証判決は審理の中で最も重きをなす。いわば条件付きの最終判決ともいえる。それは法の求

める形式を満たすことを条件に、一方の係争者に認められる勝利である。立証の出来は形式を満たして完全成功であるか、形式の一点を欠いて完全失敗となるかのどちらかであった。法廷のすることは、形式が満たされたかどうかを判定することではなかった。

『ザクセンシュピーゲル』の注解者として知られるヨーハン・フォン・ブーフ Johann von Buch は、注解を著した後、別に当時の法廷の実態を如実に伝える本を書いた。『ラント法訴訟法書』(Der Richteig Landrecht) と呼ばれる。³⁾ この本は係争者が依頼した代弁人たちに裁判の手順と発言を教えるために書かれた。全篇五十章は裁判長、代弁人、係争者のやりとりを直接話法で再現している。ここにある多くの判例は係争者の利己的な心を荒っぽく伝え、強い臨場感を与える。この本を校訂出版したホーマイヤーによれば、ブーフの執筆時期は一三二一年から五五年の間とされる。したがって中世盛期の裁判を臨席者の視点でとらえた得がたい資料といえよう。審理の基礎となる『ザクセンシュピーゲル』の条文が冷静で要約的であるとすれば、『リヒトシュタイク』の筆者は、法廷で対立する当事者の心と争点に深く分け入った。当時の法廷が形式的な慣行と儀式から成り立っていたこと、他方それに臨む人間がどれほど狡猾であったかを教えている。一八五七年の刊行以来、当然法史学者の関心と呼ぶところであった。しかしこれを法運用のための一つの注解とすれば、それが内包する宝の多くを顧みないことになる。どちらかの上に容赦なく下る死の執行を前に、対立する者が自分は逃れて相手に悲しい運命を押しつけようとする。彼らはそのとき何をするか。これを正視すれば思い当たることは多い。

注目されながらまだ入念に読まれていない記録を、ベルリン自由大学の法史学研究所で読み解いて、平成五年の夏は終った。当時の法廷用語が特殊である上に、低地ドイツ語の理解は自分にとってかなりの課題であった。

まず裁判は開かれねばならない。開廷もまた象徴的な形式と問答によって行われる。

De richtere scal sic tum ersten setten, unde is in der stede en under richtere den scal he vragen, oft he dar en ding hegen mute, unde darna, oft he icht vorbiden mute dincsele unde unlust. So scal de dat ordel vint sus spreken : here her richter, wil gi horen dat recht ? So secege de richtere ja. So secege jene : ic vinde iu tu rechte dat gi dat vorbiden seun. So spreke he : alse mi tu rechte geunden is, so vorbidic dingslete unde unlust, unde orlove recht unde vorbide islikem manne unrecht.⁽¹⁾

裁判長がまず着座しなければならない。その場に陪席者がおれば、彼はこれに向かって「ここで裁判を開くべきか」それにつづき「中途退場や妨害を禁ずるべきか」とたずねる。そのとき判決発見人はこのようにいうべきである。「貴き裁判長どの、あなたはこれから審理を聴取なさいますか。」裁判長はこのとき「いかにも」というのだ。そこで先のものはこのように答える。「あなたが先のことを禁止されるのは正しいと思います。」つづいて裁判長の言葉「この命令が正しいことには自信がある。中途退場や妨害を禁じ、誰に対しても正しきを許し、不正を禁じよう。」

開廷に臨み、裁判長が陪席者に向ける問いは、ほぼこの形に定まり、どこでもくり返された。『ザクセンシュピーゲル』では裁判長はグラーフ（伯）、陪席者はシュルトハイス（執達吏）が務める。判決発見人（de dat ordel vint, Urteelfinder）とは、係争者が審理方法その他について法廷に向けた問いに答え、法廷側の見解



を出す複数の協議者をいう。グラーフの法廷では審判人 (Schöffe) が、そしてガウグラーフの法廷では土地の民衆がこの役を務めた。上のドレスデン絵写本の挿絵はこれらのグラーフ裁判構成員を示している。⁽⁵⁾ 右から二人目、縁なし帽 (Bügelmütze) をいただくのが裁判長のグラーフ。右端には裁きの剣を持って、とんがり帽子のシュルトハイスが控える。左に五人の審判人。グラーフがシュルトハイスに問いかけ、シュルトハイスが答えているところ。グラーフの右手が審判人に向けられると、彼らも手を使って審理の開始に同意する。

儀式の言葉はいつも注釈を必要とする。このとぼけた問答が、とぼけていないことを中世人のために弁解する。裁判に臨んで「ここで裁判を開いてよいか」と改まって問う。本日は、グラーフの裁判が十八週ごとに一度開かれる定例日に当たっているな、と確認するこれは言葉である。しかも裁判を開いてはならぬ裁判制約日 (gebundene Tage) というものが別にあった。ラント平和令にもとづき、それらは毎週水曜日から月曜日朝まで、それに復活祭、聖霊降臨祭、キリスト降臨祭、その他の教会祝祭日である。本日は

制約日ではないな、と裁判長はとくに念を押すのである。しかも審判人の人数もそろい、場所も適当であるか、ということを含む問いである。

次に「中途退場や妨害」を禁じている。対立する係争者が怒りのあまり退席し、審理が中断することがあった。妨害は法廷の秩序を乱す行為をいう。定刻に来なかったり、出頭をすっぱかす。他人の発言を妨げ、ののしったり、言い争う。勝手に法廷から出たり入ったり。命じられた罰金を払わないなど。

定式的問答が出席者の間に交わされる厳粛なセレモニーがここにある。審理の開始を教える『リヒトシュタイク』のこの部分は、中世裁判の特質をよく示している。

『ラント法訴訟法書』のテキストの中で、係争者その人が声を出すことはむしろ少い。代弁人（Vorsprecher）と裁判長の対話が大部分をしめている。弁護士や代理人とは違う代弁人とはどのような者か。係争者にとって、代弁人の選任こそ法廷で最初に行うことである。定例日の法廷が開かれると、裁判長は住民の訴えを待つ。

Hir na clage wene wat werre. Swene denne wat werre, de heve sin dinc sus an, he spreke : here her
richtere, ic bidde enes mannes, de min wort spreke. Hir wete wor ic sette dat wort : ic bidde ; wilme
di nicht twiden, so vrage jo enes rechtes, oft it de richter dorch recht icht du seole. So secht he : ic
gan iu des wol. So spreke : ic bidde N, unde nome wene du wilt, enkede bi sinen bekenden namen.
その後で何か問題のある人は訴えるがよい。何か悩みごとを持つ人は、自分の問題を持ち出すがよい。彼は
こういいたまえ。「貴い裁判長どの、私の言いたいことを代りに話してくれる人をつけて下さい。」（⁽⁶⁾）ここで



くに裁判長をお願いするわけは、誰も君にそれをかなえてくれないときでも、裁判長が職権で許せないか、尋ねよということだ。そこで裁判長がいう。「おまえにそれを許す。」そこで君は答えよ。「私の代弁人としてNをお願いします。これに同意いただけますなら、正式の名によって彼を任命下さいませ。」

ここでは訴訟を起こすことと代弁人を指定することが、当然一つのことにいわれている。中世の裁判は厳格な形式主義に支配されていたので、係争者が誤まった発言をして、裁判を失う危険はつねにあった。それで法廷の陳述に慣れた男に代弁を依頼するのが有利とされた。もし代弁者が間違ったことをしゃべっても、係争者がそれを訂正して無事であることができた。指名された人は、依頼者と同じ地区に住む、法的に問題のない人物なら、この役目を原則として断われない。もし同一人を二人が指名すれば、裁判長がこれを最初の依頼者に引き渡すことになっていた。

ドレスデン写本の挿絵は、審判人、裁判長、シュルトハイスに意見の相違があるときも、裁判長が二人から依頼を受けた代弁人の肘をとらえて、どちらを代弁するべきかを決めているところ。法廷の混乱を表わそうとする珍しい挿絵である。⁽⁷⁾

中世の生活の中で、裁判に訴えられる最も一般的な事例は、借金をとり立てられた人が身に覚えがない、借りていないと申し立てるケースであった。二人の主張が真向から対立するこのような事件では、中世訴訟で最も重要な役割をもつ宣誓によって両者の黒白がつけられる。

Is de beclagede man dar, so spreke sin vorspreke sus: her richter wil gi N wort horen? Ja. Unschildich secht he sic des men ene tiet unde biddet enes ordels, oft hes icht neger tu untgande si wen jene em overtugande. Dat vint me.⁽⁸⁾

被告が出廷しているなら、彼の代弁人はこのように言うがよい。「裁判長どの、Nの釈明を聴いていただけますか。」「いかにも。」「彼は相手という罪を犯していないと申します。彼は罪を認めるより罪を免れるのに近いとの判決を求めています。」「ここで「免れるに近い」と判決がある。

Nは借金を返せといわれている。だが代弁人を通じ覚えがないと申し立てる。このとき立証を許された者は、きびしい立証形式を満たすならば、その主張を法廷から認められる。慣例的にドイツの法廷では原告より被告に立証を優先することが多かった。攻めるより守る者の言い分をまず聴こうとしたのである。この事件でも審判員

はまず被告Nの弁明を聴く。許されたNは立証を準備する。

So sprek vort: her richter he biddet unde ic van siner wegen der hilgen unde enes steveres. So sprikt de richter: ic gans em wol. So spreke de steverer: here her richter, gunne gi mi dat ic N stave sinen ed, so biddet he, dat gi eme orloven tu dunde wat tu dem ede hore. So sprikt he: ic orloves eme, he se dat he rechte du.⁽⁹⁾

そのとき代弁人はつづけて言うがよい。「裁判長どの、Nは、またNのために代弁する私も、聖遺物と宣誓助言者を求めます。」すると裁判長がいう。「彼にそれを許す。」そこで宣誓助言者は言え「裁判長どの、私がNの宣誓に助言するのを許されるなら申します。宣誓に必要とされることを彼に許されますように。」すると裁判長は言う。「彼にそれを許す。正しい宣誓をするように、十分注意することだ。」

代弁人が求める宣誓助言者 (Eidstaver) というのは、厳格な形式を守らねばならぬ宣誓を無事終えさせるための介助者である。当事者に自信があれば助言者なしで宣誓するのがよい。助言者は法廷の決められた場所に聖遺物匣を立て、当事者をそこにひざまずかせる。誓いの言葉を一句ずつ当人に話してみせ、彼がそれを復唱する。助言者は宣誓の大切な中心部分をこうして間違いないで完了させた。ここにあるのは訴えられた人が独りで宣誓して、罪の嫌疑を晴らす単独宣誓と呼ばれる場合である。外に二人または六人の宣誓補助者 (Eidheller) が共に誓わねばならない場合がある。彼らは宣誓者の言葉が真実であることを保証して誓う。争われている事実につい

ては知らなくてよい。被告の人格に自分の人格を賭けることにより、前者の信ぴょう性を高めるのである。宣誓者が知ってうそをつくとき、彼はその口で自分を地獄に落とす。この危険を冒しての宣誓である。われわれの想像を超えてその説得力は大きい。ただ一度の宣誓が深い疑いを晴らすことが多かった。

So vrage, wo dat sin ed tu rechte gan scole. So vint me: der ticht, der N eme tiet, dat he der unschuldich si, edder dat he de scult vorgulden hebbe, dat eme god so helpe unde de hilgen. Wen he sus gesworen heft unde mit orlove afgenommen heft unde upgestan is, so vrage, oft he vullenkomen si mit sime rechte. So vintme he si.⁽¹⁰⁾

そこで尋ねてみよう。「彼の宣誓はどのような内容なら正しいですか。」すると判決が出る。「某がいう借金を私はしておりません。」「借金は返しました。神と聖遺物もご照覧あれ。」「Nがこれを誓い、許しが出て指を聖遺物から離し、立ち上がったなら、こう問いたまえ。」「Nの宣誓は完ぺきですか。」すると判決が出る。「完全の出来だ。」「

宣誓の言葉まで法廷から教わることができる。必要な形式も与えられる。当事者が良心の苦しみなく、動揺なくそれが出来るか。法廷も村の衆もただそれだけを見守る。中世の訴訟の眼目は「何を」ではなく「いかに」の一点に表れる。それで宣誓の前後は神経が高ぶる。宣誓には助言者をつけ、代弁人も固唾をのんで宣誓の結果を問いたです。

ベルリン・ヨアヒムスタール・ギムナジウム所蔵写本（一四二二年）が記す裁判慣用文集は、とくに宣誓の作法に細い注文をつけている。宣誓を大過なくすませることに係争者も助言者も血眼であったことが想像される。ここに訳出する文中一人称は宣誓助言者である。^①

（二十四節） 裁判長どの、ハインリヒがヨーハンに着せた罪をのがれるための宣誓の言葉はどうあればよろしいか。聖遺物に向かい、東方を向いて宣誓するヨーハンの作法を承ります。

（二十五節） 聖遺物がここにありません。どこから手に入れるのがよろしいか。また審判人が作る四角の囲みのどのあたりに聖遺物を置けばよろしいか。二度、三度、それが正しい位置に来るまで私が置き直します。これが正しい場所でしょうか。教えて下さい。

（二十六節） 私が審判人の囲みを出て、さらにヨーハンを助けることをお許し下さい。

（二十七節） 彼の宣誓は手のひら全体を用いますか、指二本がよろしいか、どの二本指がよろしいか、親指の隣の二本ですか、それとも別の指でしょうか。

（二十八節） 宣誓するときヨーハンは立つのでしょうか、ひざまずくのですか。聖遺物に向かって片ひざをつきますか、両ひざをつきますか。聖遺物に近すぎる、遠すぎることはありませんか。正しい位置にすわるため、一度すわってから後退前進しても構いませんか。

（二十九節） 宣誓のとき脱ぐべきとされる上着と剣は脱がせていただきます。私もそのようにします。それから彼と私は審判人の囲みの中へ進みます。そのときヨーハンと私の服が審判人や椅子にさわれば、それだけで

彼の宣誓は無効となり、彼は窮地に落ちいるものではありませんか。

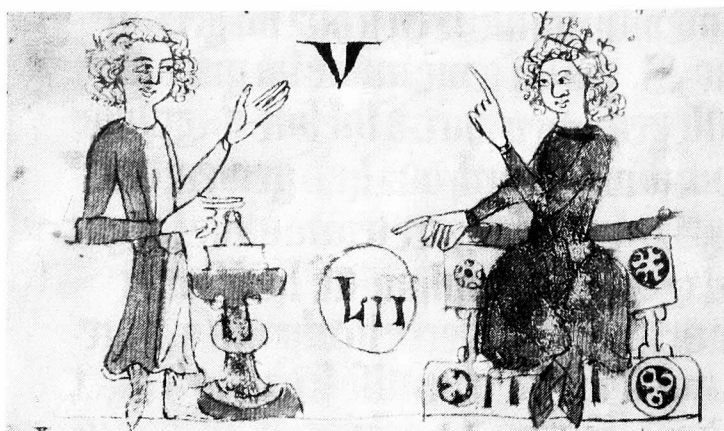
(二十節) 私はヨーハンの言葉を先導いたします。私がヨーハンをいくら気づかいても、彼の舌がもつれ、こちらのいう通りに言葉の出ないことがあります。そのときヨーハンの宣誓は無効となるのでしょうか。

(二十一節) ヨーハンが聖遺物の前に進みであることをお許し下さい。私も彼にしたがいます。それから聖遺物の前にひざまずかせて下さい。彼が手を前に出し、命じられたように二本の指を聖遺物に当てがうことをお許し下さい。

(二十二節) 私がヨーハンの宣誓をこのように先導することをお許し下さい。「ハインリヒが私に着せる罪のすべては私にとって無実です。神と聖遺物をご照覧あれ。」

(二十三節) ヨーハンは求められた通り、正しい、完全なやり方でただ今宣誓を終わりました。彼が二本の指を聖遺物から離し、手をひっこめ、立ち上り、歩いて審判人の囲みを出て行きます。私も同じくすることをお許し願います、裁判長どの。

審理が決定的な局面を迎える。このとき要求された通り形式を守り、早く有効宣誓を勝ちとろうという願いが、これらの文言に読みとれる。いまや法廷のエネルギーは宣誓の一点に集中した。ヨーハン君の態度から事件の真相を読もうとする周囲の眼もますますけわしい。何とか裁判長の意を迎えようとするヨーハン君と彼の付人の精神もかなり病的になってきた。ザクセンシュピーゲル絵写本の中で、最も描写力の優れたハイデルベルク本から単独宣誓者の真剣な表情を読みとる。右手指は聖遺物匣の上に、持ち上げた左手が誓いを強めている。⁽¹²⁾ ヨーハン



君は助言者を通して煩雑な指図を仰いでいた。宣誓に誤りがあったという法廷の判断を彼はこれによって封ずることができる。宣誓の言葉が不十分だとされる危険に対しても彼は予防措置を講じた。聖遺物からひざまずく距離、聖遺物をすえる位置、囲みに入るとき衣服の接触、問題になりそうなことはあらかじめたずねておく。ヨーハン君をここまで用心深くさせているのは、彼と争うハインリヒの存在である。彼に残された勝算はヨーハンが宣誓者の義務に反した行動をとることだけである。ヨーハンが裁判長の許しも得ず、聖遺物に手を当てたり離したりするのを彼は待っている。そのときこそ相手の宣誓の効力を完全に破壊することができよう。ただ今の宣誓は正しいものからかように隔たる、と彼が真先に反問するはずだ。

これに対する審判人の返答は、歴史的に先の時代ほどきびしい見方をしている。伝統の形式から少しでもはずれたときは宣誓を無効にした。今までと違った方法が、非難に価せぬ偶然か、それとも形式の真意を変更するほどのものか、詳しく考えてみることもなく無効にしたのである。しかし相手の係争者が守られていないとする内

容を、法的形式は理想的な形でこれを満たして伝承しているか、これは疑わしい場合が多い。一つの違反が、宣誓者の良心をもって誓う資格を否定するような種類のものであるかをまず考えてみるべきであった。

中世裁判が形式主義から目覚めるのを阻んだ原因の一つは、これが国庫収入の財源として役立つという事情にあった。これはJ・W・プランクの実に意外な指摘である。¹³⁾相手方にはほとんど意味のない、法廷に対する小さい無礼に過ぎない宣誓ミスも、罰金の対象となった。期限におくれた宣誓、無効となった宣誓は、さらに大きい罰金をもたらした。宣誓のしくじりは裁判官の収入になったから、彼は宣誓を意図してきびしくしたという。しかし宣誓を理性的に見直す方向はさすがに強くなった。一二一九年、皇帝フリードリヒ二世の特別令がゴスラーの宣誓違反に罰金を免じたことは、この傾向を象徴している。一つでも小さい違反があれば、それをやましい良心の表れと見ることもなくなった。それとともに宣誓者のしたことが、規定の形を本質的にけがすものかどうかの判定を、審判人が求められる。目の前の仕損じを宣誓者の良心のとがめとするか、宣誓内容を確認しながら偶然のしくじりであったかを判断しなければならぬ。これはかなり困難な課題であった。

『リヒトシュタイク』にある多くの訴訟は、その内容から民事の訴(bürgerliche Klage)と刑事罰の訴(Reinliche Klage)に分けられる。ここでは前者の代表的な例として借金返済請求を取り上げた。第十一章には被告の所持する物品を原告が自分のものだ訴える例が出ている。そして被告の釈明が拾いました、買いました、もらいました、盗賊から奪いました、相続しましたなどに分かれる。動産の返還を求めるだけの民事の訴が、被告の名¹⁴⁾さす前権利者が窃盗犯であるため、途中で刑事罰の訴に変わるいわゆる混合の訴(gemischte Klage)もいくつか紹介されている。次に中世の法廷が劇的な展開を見せる刑事罰の訴の実例を見ることとする。実刑犯を訴

え出る状況は初めから物物しい雰囲気をただちとせむ。

Wan dat dink geheget is, so late de cleger den brochaften buten deme dinge unde kome otmutlike unde druflike unde spreke: eia here her richter, ic bidde dorch got eines mannes de min wort spreke. Wen denne jene an sin wort komen is, so spreke de vorspreke: her richter, N de biddet dat he bringen mute vor iu in dat richte enen, den he des bereden wil, dat he sin morder sin dif sin rovere sin woldenere en nottogere¹⁴ sin vorveste man si, unde den he in der hanthafthen dat begrepen heft, de noch is scinbar unde he selve wisen wil. So vrag vort, wo du en tu rechte vor den richter in dat hegede ding bringen scalt. So vintme mit dime geruchte unde mit diner bewisinge, dar du ene mede vorwinnen wult. So vure ene vor gerichte unde scrie uppe dem wege to iodute over minen morder edder wo de broke si, unde over des landes rechte morder.

(14)

法廷が開かれると、原告は犯罪者を法廷の外に待たせる。自らはいかにも謙虚、沈痛の面持ちで現われ、このように話します。「さてともさて、貴き裁判長どの、私の訴えを代弁する男を御指命願います。」代弁人が決まれば、彼は次のように言うがよい。「裁判長どの、Nが殺人(窃盗、強盗、治安破壊、強姦、追放罪)を犯した男を、あなたの法廷に引き出し、その罪を白状させたいと申しております。Nはこの男を現行犯で捕らえました。その罪は明白であること、N自身が立証いたします。」代弁人はさらに問うこと。「どのような仕方で、この男を廷内の裁判長の前へ引き出せばよろしいか。」「叫び声をあげ、その男に認めさせたい罪

状をいえ」と判決がある。そこで男を法廷に引き入れよ。その途中、この人殺し、国いちばんの殺人犯、その他この男がどんな罪を犯したか、わめきたてる。

実刑犯の訴えは強烈な儀式とデモンストレーションに満ちている。そのとき原告は大きい悲劇を公表する人間の緊張をぜひとも顔に表わさねばならぬ。犯人は法廷の外に待っている。彼を裁きの場に引き出すことが一つの見せ場になっている。宣誓のときと同じく、法廷におけるすべての動作は、意味深い儀式のそれぞれの段落を形成する。軽率に振舞うべきではない。そこで裁判長に指示を仰ぐ。犯人を引き出すにも伝統的な正しい方法があらうから。審判人合議のすえに出た答えは〈mit dime geruchte unde mit diner bewisinge〉「おまえが叫び声をあげ、この男の罪状を触れながら」であった。

叫び声は、治安破壊の現行犯を最初に発見したものの、多くは被害者があげる。狼や盗賊に襲われた羊飼。男から手込めにされた女性。何者かに奪われ、殺されそうになった者たち。叫びを聞いた人は声にこたえて助ける義務があった。その後の裁判では現場に集まった人が宣誓補助者になった。しかし刑事事件の審理を開始するこの叫び声は、事件のときの声の延長として、法廷で再び上げられるものである。これは一つの象徴である。それによって治安妨害者の行為を法廷に集まった人びとに想起させようとする。法廷は被害者の声をもう一度自分の耳で確かめる。中世裁判が殺された者の肉体を、負傷者の傷口を、強奪された金品を法廷に持ち出し確認するのと同じ意味を持っていた。

Wen he den heft in dat ding gebracht so stille se de vrone bode. So spreke de vorspreke : her richter, wil gi dor god unde des rechtes willen N wort horen. So spreke de richter, ic hort, he se dat he rechte du. So spreke : her richter, he wet it vor war unde werliker wen em lif is, dat he em rechte dut unde biddet enes ordels, oft he N so mit sime geruchte unde mit der hanthafien dat vor gericht hebbe gebracht, alse he sine clage wedder em stellen moge. So vintme he hebbe, he se dat he rechte du.

(15)

彼が犯人を法廷に引き出せば、廷吏は皆を静かにさせよ。ここで代弁人は申し出よ。「裁判長どの、あなたは神と法のためにNの言葉をお聞きになりますか。」裁判長は答えよ。「彼が注意して正しく話すなら聞いてみよう。」これにこたえて言え。「裁判長どの、彼は自分が法廷で正しく振舞うことを、自分の命よりもよく知っております。某を現行犯で捕らえ、わめきながら法廷に連れ出したことで、訴えの形式を守りました。この事を判決により承認願います。」そこで彼が形式を守って訴え出したこと、彼が法廷で正しい振舞いを心がけることが判決して認められる。

現行犯の訴えを受けた者のほとんどに死刑が確定する。人に死を与える行為は、どのような時代でも慎重でなければならぬ。裁判長の言葉も、原告Nから正しい訴えをとくに求めている。代弁人もNの正しい振舞いを強調する。さらにNは正しい形式を守って訴え出た、との法廷意見が確認される。捕らえられた犯人について事実に基づく犯罪を虚構するようではいけない。第二節全体は原告、裁判長、審判人のすべてがこの訴えは正し



かったかを反省する段落である。

叫び声で審理が開始される訴えのいくつかをハイデルベルク絵入写本は一つの場面にまとめて描いている。^①ひざに裁きの剣を横たえたグラーフの前で、二人の女性が自分たちを手ごめにした男を訴えている。右後の、頭にヴェールをかぶる女は既婚者、破れた衣服と乱れ髪の前方の女性は未婚である。その左には窃盗と殺人を訴える男がいる。彼は右肩に剣をかざし、左手をあげ、大声で犯行を触れまわっている。殺人犯を訴えて、彼は被害者の傷みれの死体を法廷に運び入れた。剣を持つ男はその外にも後手の男を縄打ってつれて来る。これは現行犯でつかまった窃盗であるが、背には盗人をつき出すときの習慣に従い、見せしめの証拠の品が縛りつけてある。

So sprek vort: her richter, so steit hir N
unde claget unseme heren gode unde iu in

godes stede, dat N si komen wedder god unde wedder recht unde hebbe em jammerliken af-
gemordet sinen liven vrunt, edder he hebbe eme waldinges afgerovet N, edder he hebbe heinges
vorstolen N; wel he des bekenen, dat mach he dun; wil he aver vorsaken, so wil hes eme vorwin-
nen wo it eme tu rechte gedellet wert, unde biddet rechtes gerichtes over den vorbenomeden mis-
dedigen man, unde biddet ens ordels her richter, wat gi nu dar tu dun scolten, dat en beiden rechte
gesce. So spreke de richter: N des vrage ic in. So vintme dat he N tur antwerde bide. Dat vintme
anderwerwe unde druddewerwe.
(17)

言葉をつづけたまえ。「裁判長どの、ここにNが立って、神さまと神を代理なさるあなたに訴えます。某が
神と法にもとり、Nの愛すべき友を惨殺いたしました。(あるいはNに強盗を働きました。またはひそかに
Nから盗みました。) 某がこの罪を認めるならば、それでよし。否むならば、彼には当然の報いだが、Nは
某に罪を白状させるでしょう。そしてこの悪人に正しい裁きを求めます。裁判長どの、あなたがこの件にお
いて、当然なすべきことが二人に与えられますように。」そこで裁判長は「某よ、どうなのじゃ」と問うが
よい。裁判長が某に釈明を求めるべしとの判決が下る。二度、三度この判決が下る。

正当な告訴の手順が履行されたことを法廷が認めた後は、裁判長と審判人が犯人の返答を促すだけである。犯
行を否定するだけの言葉は通らない。三度釈明を促され返事がない場合、彼は罪を認めたことになる。現行犯の
場合、即刻断罪し、刑を執行するのが正しいとされた。

しよっぴかれた連中の中にも、十分弁明できるのがある。彼らの人権を守るため、ここにその言葉を引く。

So spreke de unsculdiche man, oft he sus vorladen is : her richter, ic bidde iu dorch god unde alle de hir ummestan, dat gi neines unrechtes an mi ne staden unde min blut nicht tu unrechte ne giten, unde bidde ens mannes de min wort spreke ; den mut he em geven. So spreke sin vorspreke, oft it umme dotslach si unde oft de dode dar gegenwardich si : her richter, wil gi horen N wort, N de biddet dat gi laten eme dar en recht ordel umme werden, na deme dat he N deme vromen manne ni wedder dorch hat noch dorch nenerhande sake willen wen dorch rechte notwere gevellet heft, dat he bewisen wil met sines selves live unde mit bedderven luden unde wo het tu rechte bewisen scal, oft me eme dorch notwere moge mort anspreken, edder wat dar en recht umme si. So vrage desse, nademe dat de dode dar gegenwardich is, wen he sic tu rechte ni ne bot, er de dode vor gerichte queme, oft he icht tu rechte nu em scole antwerden vor sinen hals, edder wat dar rechtes umme si. So vintime, he mote den doden mit kampe der not vorwinnen, edder it ga em an den lif. So vraget des clegers vorspreke, na deme dat de dode nenen vrunt heft, de dorch em in kampe sinen lif wagen wille, oft he icht enen meden muchte. Dat vintime.

(18)

法廷に呼び出されたが無実である者は、このように言うのがよく、「裁判長よの、神をまつじに居並ぶ皆々
ちまのためにお願ひです。あなたは私に対するどのような不正もお許しになってはいけません。また間違

て私の血を流してはなりません。私の申し開きを代弁する男を求めます。」そこで裁判長は彼に代弁人を与えねばならぬ。代弁人は言え。「本件は殺害事件であるのか。死者の体は法廷に来ているのか。裁判長、あなたはNの言葉をお聴きになりますか。Nはこの件につきまして、あなたの正しい判決を願っております。Nは申し分なき某を、憎しみやその他の理由からではなく、正当防衛から殺したのであります。Nは自分の命をもって、また申し分なき人びとの証言をもってそれを明かします。一体相手はどうして正当防衛を人殺しとして訴えるのか、しかもどのような正当性がそこにあるというのでありましょう。」そこで相手は尋ねてみよ。「死者はここに居る。しかも死体が法廷に来るより前にNは出頭しなかったのだ。それでも自分の命が守れるような釈明がNにできるか。Nの行動にどんな正当性があるのだろうか。」そこで判決が下る。「被告は決闘して死者に正当防衛であったことを認めさせるか、戦ってわが命を失うか、選べ」との判決である。

判定の難しいときは神の決裁を仰ぐ。いわゆる神判である。Nが剣を取って戦えば、ものいわぬ死者の霊とNのどちらの言い分が正しいか、神が勝敗によって示されると考えたのである。神と法は一つとされていた時代である。裁判は神の意志を地上に現す方法とされたとき、裁きがこのような結末に移行するのは、むしろ自然であった。

このあと原告の代弁人が問う。「死者は自分に代って決闘に命を賭ける友人を持っていないので、決闘人を雇ってよろしいか。」「よし」との判決がある。そこで被告は問うがよい。「自分は自ら決闘を申し入れ、決闘人を雇わず相手方に挑んだのであるから、こちらは彼らの申し入れを拒否してよろしいか。」そこで判決が出て、

被告も決闘人を雇つてよいことになる。

法廷での緊迫した両者のやり取りが、いま目の前にあるように感じられる。金で雇われる決闘人は、遊芸人などと同じく法喪失者である。彼らを戦わせて得た結果も法廷では有効であった。しかし自分の雇った決闘人を申し分なき紳士と戦わせて訴訟に勝つことは許されない。この事件の被告が決闘を拒否したのは当然のことである。ここにある第三十二章は、原告の叫びによって呼び出される刑事罰の運命を、さまざま描き分けて尽きることはない。盗人の現行犯をめぐって、法廷での角逐は激しさを加える。盗みで捕らえられた男を守る代弁人への助言がある。保証人を立てて彼をとりあえず法廷から解放することだという。

Wen du denne ene wedder antwerdest, willen se denne em de duve up binden, so scribe denne sin geruchte over de gewalt unde kome tu sime rechte. Bistu aver sin vorspreke vor gehegedeme dinge unde heft he de duve up deme halse, so vrag sus: her richter, N de biddet ens ordels unde ic van siner wegen, oft men ieman mute in iuwen richte wunden edder van edder binden ane iuwen orlof. So vintme he ne mote. Wente wes men sic underwinden scal, den mut de richter antwerden.

(19)

再び彼を法廷に引き渡す日が来ると、人が盗品を彼の背にくくりつけようとする。そのとき、彼はこの非道な仕打に対する非難の声をあげながら、法廷に入るがよい。君が法廷で彼の代弁人であれば、また彼が盗品を首に結ばれておれば、このように尋ねてみよ。「裁判長どの、Nおよび私は、Nのためにあなたの判決をお願いします。あなたの許しも受けず、あなたの法廷に誰かを傷つけたり、縄をかけて引き入れてもよろし

いか。」「そのようなことはならぬ」という判決が出る。判決はさらに言う。「拘束するべき人物であれば、まず裁判長に渡すのが筋である。」

窃盗を現行犯で捕らえたときは、その背に盗品を担わせて法廷に引き入れる。先にハイデルベルク写本の挿絵にも描かれていた通りである。保証人にしばらく預けられていた窃盗犯が他日法廷に引き出されるときも、現行犯としてこの屈辱を与えられる。犯人は叫び声（Gerüß）をあげ、これに抵抗している。集まった人に犯行を触れるための叫びが、犯人処置の方法の誤りを訴えるのに逆用されている。中世の裁判では伝統の形式が絶大な力を振るっていたかに見える。だが捕らわれた犯罪者はつねに死を前にしてもだえている。伝統の形式が、死にも狂いの懷疑によってゆさぶられる場面が多い。審判人はここでも代弁人から求められて、犯人の人権を擁護する異例の判決を出している。判決は今日のそれとは違って法廷の考え方を一つ一つの事柄について確認する作業であった。それぞれの裁判手続が対立する係争者によって訂正されている。彼らはつねに法廷を味方としながら、少しでも有利に事を運ぼうとする。

So vrage he, na deme dat het ane des richters orlof gedan hebbe, oft he icht tu rechte antwerden
scole dar umme. Dat vintme. Vraget denne jene hir jegen, oft he icht mute sinen vredebreker
wunden odder vangen in sincer vlucht, so vrag dar wedder, wo he des vullenkomen scal, dat het em
in der vlucht dede, na dem dat hem ni rechtes ne weigerde. So vintme, he scolet betugen self se-

(20)
vende beddervver lude.



被告の代弁人は問え。「先方は裁判長の許しもなく、それをやったのでありますから、そのことを裁判長に釈明するべきです。」「その通りだ」と判決が出る。先方の代弁人がこれに対して「この平和破壊者を痛い目に会わせ、逃げようとするのを捕まえたのは当然ではないか」といえば次のように返してやれ。「被告は正しい処置なら拒絶するはずのない人物だ。痛い目に合わせ捕まえたのは、彼の逃亡中のことだったなど、どうして証明できるのか。」そこで「原告は自分の外に確かな人物六人を立てて、その点を証明せよ」と判決が出る。

この展開の中で判決はもっぱら被告を保護する立場から出されている。審理の過程では、一般に被告に着せられた疑いを解く方向に審判人の目が働き、ひとたび犯行が確定した後の処刑は素早く、容赦ない。もし被告を逃亡中に捕まえたことが分かれば、被告は現行犯 (handhafte Tat) とされ、死を免れない。いわば本件の山、被告の生死にかかわる重要な証明であるから、総勢七人の (selbsiebt) 宣誓が求められる。ヴォルフエンビュッテルのザクセンシュピーゲル絵入写本は現行犯の窃盗が訴えられ、七人が宣誓する場面を描いてい

る。⁽²¹⁾ 左端の犯人は両手を縛られた上、法廷に引き立てられる。時間が経過して右側は廷内で宣誓する所を描く。やはり手を縛られたままの犯人が裁判長の前に座っている。背後の四人は原告を含む宣誓者たち。誓いを立てる指を被告の頭上に置く。その左にさらに三人の宣誓者が立ち、七人の宣誓が完成する。七人の左端の男が、時間的に過ぎ去った異次元の犯人を指差すのは、この時代の絵のかき方が大様なことを物語っている。原告が被告の犯行について宣誓したあと、他の六人の宣誓者は「彼の宣誓のまことでいつわりのなきこと、神とすべての聖者が御照覧あれ」《Sin eid ist reyne und unneyne, das mir got so helffe und alle heiligen》と唱える。

これだけの証人が集められないので原告は審理の延期を求める。原告の代弁人は、捕らえられた被告をひとまず保証人に預けることを提案する。「現行犯で捕まった男にそれは認められん」という判決が出る。審理はいよいよややこしくなってくる。

So vrag wat en hantaft dat si. So vintme, dar en in der dat gegrepen wert odder in der vlucht. So vfrage de cleger, na deme dat it en hantaft dat si, oft en de richter icht scole unvorborget behalden, wente sin tuch tu bescelden dachen kome. Dat vintme.⁽²²⁾

「現行犯とは何か」と尋ねてみよ。「犯行の途中か逃亡中に捕まることだ」と判決がある。そこで原告は尋ねよ。「本件は現行犯であるから、保証人を立てず、自分の証人が決められた日に集まるまで、裁判長が被告を拘置するべきではないか。」「それでよし」と判決が下る。

原告が証人を集めてくる。現行犯を見たという証人である。ここで被告側からの質問。「どんな人が正当な証人になれるのか。」「自ら法を守るに完全な人」との判決が出る。⁽²²⁾《So vrag, we tu rechte en tuch wesen moge. So vintme we vulkomen an sime rechte st»

なかなかよく考えついた答弁だと思う。係争者は審判人の言質をとらえ、自分に有利な結果を引き出そうと、いろいろ尋ねてくる。判決発見人と呼ばれながら、彼らは返事に困ることもあった。中世初期の自由民のすべては地区の裁判に判決発見人として参加する義務を持っていた。しかしザクセンシュピーゲルの時代には、自由人の中でも大きい所有地を持つ人びとが、職務宣誓をして審判人となり判決発見にたずさわった。法の専門家でもない彼らを、係争者の出す難問が苦しめていたことは、ザクセンシュピーゲル・ラント法に次の条項のあることから推察できる。

「ある男に判決を求めたとする。彼がある限りの知識を傾け、正しいとして出した判決がたとえ間違っている、それによって彼は罰せられることはない。⁽²³⁾」

「判決を非難する人は、次のように申し立てよ。『この人が出した判決は正しくない。自分はこの判決を非難し、私が正しいと思うようにそれを変えたい。どうか私が正しいとする形の判決を出してもらいたい。』」⁽²⁴⁾

判決発見人は法廷の中枢にありながら、つねに試されていた。また誘導されてもいた。審理は彼らの判決と共に、蝸牛のようにのろまな動きを見せ、その果てに驚くばかりに素早い、残酷な結末を迎える。

So si we rechtlos si, unde vorleegen. So du ok als de tuge gekomen sin unde secge ene gemeine

rede : hebbe gi iuwe tuge gebracht. Secht he denne ja, so secge, se mogen sen wat se tugen. Wan he denne sūt, dat it en nicht sere wililk si, secht den er en, it is uns jo wililk, wi wetent darvan odder darvan, so secge, des en hor ic doch van iuwen kumpanen nicht. So secgen se ok lichte also. So sprik: dat wil gi tugen ? Secgen se denne ja, so vrag, nadem dat se dar stan unde sic jegen den armen man tu tuge biden ungevraget van gerichtes wegene, oft de tu rechte jegen em tugen mogen. So vintme se ne mogen.

(26)

先に出た判決通り、法を守らぬものが証人の中にいないか、よく調べておけ。おればそいつを証人から外すのだ。証人がやって来たときも、この点を注意した上で「あなたの証人をつれて来ましたか」などとあり来りの挨拶をしておく。彼が「その通り」といえば、「皆さん何を証言するか、よくお分かりなんでしょな」と君は答えておけ。というのも自分たちは事件を本当はよく知っていないと、彼自身かねがね承知しているから。「私たちは事件のことを知っている。あの事、この事どれほどよく知っているか」などと証人の一人がいえば「しかし君以外の証人仲間からはそんなこと聞いていない」と君は答えろ。こう言われると、外の証人たちもその通りだったと口裏を合わせるだろう。そこで君の方は「法廷でそれが証言できるのか」と聞いてやれ。彼らが「できる」と答えたら、このときこそ君は審判人に向かって尋ねるのだ。「この人たちは法廷にやってきて、お裁きの筋から依頼も受けず、気の毒な男をやっつける証言をしようとしています。果たして彼らにそんな証言が許されるでしょうか。」すると「彼らは許されない」と判決が下る。

ブーフは法律家でありながら、ここでは小説家のように冴えた筆使いを見せる。『ラント法訴訟法書』の中で私がくり返し読んで厭きない部分である。原告と被告代弁人の気まずい出会い、両者の凍りついた言葉。証人の皆さんは何の証言をするのかよくお分かりか。被告代弁人の指摘は原告の痛い所を突く。彼らは原告からただ証人出廷を依頼されただけの人たちであろう。犯行を見なかった複数の人間に言葉の一致はないはずだ。両者はしばし小声で対峙していたが、被告側が急に声を張りあげ審判人に問いかける。そして証人出廷の禁止を勝ちとる急展開の描写は実に見事であり、中世の裁判を目のあたりにする思いがする。

『訴訟法書』の描写は、一つの現行犯審理を設定しながら、起こりうる幾つかの展開をその途中に組み入れる。異次元の事件を一枚の絵に描く方法を、いわば文の描写に試みた。これは原告が現場に居なかった人たちを証人として依頼し、訴えを急ごしらえする事例を教えている。原告が決められた日に、自分の用意した証人によって正しく立証できないときは、失敗した証言を償う罰金を法廷に支払う。しかし訴訟の形勢はこのときなだれを打って変化する。

So vrag, oft de besculdegede man icht leddich unde loz si, na deme dat jene in nener undat em vor-
winnen mach. Dat vintme. So sprek : her richter, so steit hir N de bedderve man unde biddet, dat
gi sen unde laten iu untfarmen de not unde de gewalt, de eme N tu unrechte an lecht, unde wise
den de bende odder de wunde, unde spreke vort unde bidde ens ordels, nademe dat he em tu eme
vredebrekere bereden wolde unde des nicht gedun mach, oft he den vrede an em icht gebroken

hebbe, odder wat en recht si. So vintme he hebbe. So vrach wat enes vredebrekeres recht si. So vintme, men scal en hovenen.

(26)

そこで尋ねてみよ。「原告が被告のどのような犯罪も証明できなかったからには、訴えられた者はいまや自由の身ではありませんか。」かくて「被告は無罪放免」と判決される。すかさずおまえは言うのだ。「裁判長どの、ここに申し分なき男、Nが立っております。某が不当にも彼に加えた苦しみと横暴の跡を、ごらんになり、哀れと思しめすことを願っております。」そういつてNの包帯か傷口を指差しながら、話しつづける。「某はNを平和破壊者に仕立てようとして、それができないのでありますから、某こそNの平和を破壊したことになるませぬか。」「某は破壊した」という判決が下る。このとき「平和破壊者が受ける刑は何ですか」と尋ねよ。「彼を斬首すべし」と判決はいつ。

原告が相手の犯罪を立証できなければ、彼自身の処刑が必至であることを語った後、筆者ブーフは被告が法廷で敗れる別の例を描き出す。異常に張りつめた中世裁判の空気は、現行犯で対決する二者のどちらかが死なねばならぬという定めから生まれている。

Is he aver sculdich unde kan he sic nicht untreden, so vrage des clegeres vorspreke, na deme dat he de hantafte dat bewisen mach, oft hes em icht neger si over tu gande, wen hes em tu vorsakende. Dat vintme, des he dat under em bewisen mach. So vrag wo men der hantaften dat vortugen scole.

(27)
So vintme self sevend.

しかし彼が自分の罪を言いがれることができないならば、ここで原告の代弁人は尋ねるのだ。「原告は彼の現行犯を証明することができるのであるから、被告はそれを否定するより、むしろ認める方がたやすいのではないか。」「もし被告についてそれを立証できるならば、君のいう通りだ」と判決される。そこで尋ねてみよ。「現行犯はどういう方法で証明すればよいのか。」「自分の外に六名の証人をもって」と判決が下る。

被告を断罪することは慎重に、そして原告の訴えは十分吟味するという法廷の立場は、ここにもよく表われている。原告が即刻有罪判決を説いても、審判人はなお七人の立証を求める。先に原告の立証不能が判明したあと、被告がすぐに無罪放免されたことに大きい相違を見せている。

Wete aver dat oft desse dot were den men vorwinnen wolde, den muchtme ane kamp nicht vorwinnen, oft en siner mage en mit kampe weren wolde. So vrag war du de hilgen scolest setten. So vintme uppe des beclageden hovel. So vrag oft gi en icht setten muten. Dat vintme, unde stunde he wol wedder up, it en hulpe em nicht, allene wenen des dulle lude. So vrag, we de irste scole sin. So vintme de clegere. So vrag wo sin ed scole luden. So vintme dat he der dat sculdich si, dat em got so helpe unde de hilgen. So vrag wat sin recht si. Dat vintme na dem broke.

(28)

このとき心得ておくがよい。白状させようという被疑者が死んでいる場合、彼の血縁の一人が決闘して彼を



守ろうとしないなら、決闘において被疑者を自白させることはできない。被疑者が生きているなら、原告は宣誓のための聖遺物をどこに置けばよいか尋ねよ。「被告の頭の上に」という判決が下る。「宣誓のとき、裁判長どのは被告をひざまずかせますか」と問え。すると判決。「その通り。宣誓中に被告が立ち上がっても、彼は助からない。ばか者はそれによって、宣誓に對抗できると思いがちだが。」次に「誰が最初に宣誓するのか」と尋ねよ。「原告だ」と判決される。「原告の宣誓の言葉はどのように」と聴け。「神と聖遺物にかけて、この男が犯行に及びました、といえ」と判決される。「彼が受ける罰は何か」と問え。「それは彼の犯罪が確定してから」との判決。

被告が現行犯の場ですでに殺されていることがある。おそらく原告の手にかかったのである。このとき死んだ被告を代理するその縁者と原告を決闘させ、その結果から物言わぬ死者の声を聞くことができる。すなわち、原告が敗れ、被告の代理者が勝つとき、先に殺された被告は無実であり、原告の悪意によって現行犯に仕立てられ

ていたと理解する。また勝敗が逆のときは、被告が現行犯であったことを、自ら剣を取り白状したとされる。

被告が生きて法廷にあるとき、彼は原告の宣誓に象徴的なポーズをとって、参加しなければならぬ。何と直接的な、説得力のある光景だろう。そのとき聖遺物は、ひざまずく被告の頭上に当てがわれ「この男が犯行に及びました」と宣誓される。ザクセンシュピーゲル・ハイデルベルク絵写本はこの情景をあるがままにとらえている。⁽²⁹⁾座った被疑者に聖遺物を当て、真先に宣誓しているのは原告。左に彼の次に誓う証人の一人が見える。彼はすでに左手の指を上げ、誓おうとしている。その右手はふだん用いる台上の聖遺物に置かれている。右端は裁判長のグラーフ。

被告代弁人は最終段階を迎えて、なおも被告の延命を図る。実に涙ぐましい。

Vragede denne noch sin vorspreke, na deme dat it gebunden tit were, oft men icht tu rechte ver-
sten scole, so vrag dar wedder, nadem dat it en hantafte dat si, oft he tu hant sin recht icht liden
scole. Dat vintme.
⁽³⁰⁾

「いまは法の執行が禁じられた時節であるから、執行を延期すべきである」と被告代弁人の質問があれば、君は原告代弁人として「これは現行犯であるから、被告を直ちに処刑するのが正しい」と言い返せばよい。その旨判決される。

毎週四日間は平和維持日 (gebundene dage) として、争いごとを禁じていた。法廷にかかわるすべての行事

はお休みである。被告側はここに活路を見出そうとした。だが現行犯などはいますぐ消えれば、平和のために役立つから、むしろ直ちに執行された。原告の主張する通り、被告は直ちに斬首されたはずである。

この書に登場する多くのものが処刑されている。これを連続して読めば、審理の全体が死にゆくものへの祭儀とも言えようか。それを伝える淡淡とした叙述は、裁きの恐ろしさと運命の苛酷を見つけ、達成の境地にあるものの初めてなし得る業である。書中の死者への鎮魂の歌ともいえるものを筆者、ブーフは短く、しかも意味深く、その半ばに置いた。すなわち次の一節である。

So vintme, me scal en hoveden, wen al vorvestede lude holt me vor woldenere, dorch dat dat se vrevelliken in der vestinge stunden. So vrage dennoch sin vorspreke, na deme dat em sin vordinde pine geordelet is, oft men eme ienege ander pine mute andun. So vintme me ne mote. Wen he de geleden hebbe, so bidde eme enes vreden. Den scalme eme werken, up dat me deme doden lichamen laster mer en bide. So bidde em sin vorspreke den kerhof tu deme werlikken richter. Des scoelen em de papen staden, it ne si dat he tu banne si, unde de werlike richter scales dem vorspreken twiden. Sus scal eme de vorspreke truwe bewisen an dem dode als an dem levende in deme he mach. Aldus holdet oc umme hantafte dat, wente dat vorwinnent unde dit is al enes.

(31)

そこで彼を斬首すべしとの判決が出る。逮捕令を受けたものが、拘束期間中に不法を行えば、すべて平和破壊者とみなされるからである。しかし被告の代弁人は法廷に問うてみよ。「彼には罪に相当する刑が与えら

れるから、それ以上の痛みを加えてはなるまい。」ここで「加えてはならない」と判決される。彼が刑を受けたら、その魂の安らぎを祈れ。ながき以上にこれ以上不敬を働くものがないように、死体を処置せよ。彼の代弁人は、裁判長に死者のための墓地を申し出よ。この者が破門されていない限り、司祭たちもそれを許すべきである。裁判長も受刑者の代弁人にそれを許すべきである。代弁人はかようにして死者のために、生前と変わりなく誠意を示すべきである。現行犯についてもこのように行え。誰が有罪となろうが、嘆きはすべて同じなのだから。

注

- (1) Der Oldenburger Bildercodex des Sachsenspiegels fol. 6^v
- (2) J. W. Planck, Das deutsche Gerichtsverfahren im Mittelalter. Bd. 2, S. 15, Braunschweig 1879
- (3) Der Richtsteig Landrechts nebst Cauteia und Premis, hrsg. von Carl Gustav Homeyer, Berlin 1857
- (4) Richtsteig Cap. 1 8 2
- (5) Die Dresdener Bilderhandschrift Mscr. Dr. M 32 fol. 17^v
- (6) Richtsteig Cap. 2 8 1
- (7) Dresdener Bilderhandschrift fol. 17^v
- (8) Richtsteig Cap. 8 8 1
- (9) Richtsteig Cap. 8 8 2
- (10) Richtsteig Cap. 8 8 2
- (11) Gerichtsformeln aus der Joachimssthaler Handschrift. Der Richtsteig Landrechts, hrsg. von C. G. Homeyer, Berlin 1857, S. 327 ff.

- (12) Die Heidelberger Bilderhandschrift Cod. Pal. Germ. 164 fol. 6^v
- (13) J. W. Planck a. O. Bd. 2, S. 38
- (14) Richtsteig Cap. 31 § 1
- (15) Richtsteig Cap. 31 § 2
- (16) Heidelberger Bilderhandschrift fol. 10^v
- (17) Richtsteig Cap. 31 § 3
- (18) Richtsteig Cap. 32 § 8 § 1, 2, 3
- (19) Richtsteig Cap. 32 § 6
- (20) Richtsteig Cap. 32 § 6
- (21) Die wolffenbütteler Bilderhandschrift Cod. Guelf. 3. 1. Aug. 2^o fol. 26^v
- (22) Richtsteig Cap. 32 § 7
- (23) Ldr. II 12 § 9
- (24) Ldr. II 12 § 11
- (25) Richtsteig Cap. 32 § 8
- (26) Richtsteig Cap. 32 § 9
- (27) Richtsteig Cap. 32 § 10
- (28) Richtsteig Cap. 32 § 10
- (29) Heidelberger Bilderhandschrift fol. 29^r
- (30) Richtsteig Cap. 32 § 11
- (31) Richtsteig Cap. 35 § 8 § 7, 8